

■ 180日を超える入院患者様へ

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者様（※）を除きまして、別途料金が必要となります。

当院では、九州厚生局に届出した上で、1日につき2,600円（税込）をご負担いただきます。

※ 厚生労働大臣が定める状態にある患者様

1. 難病患者等入院診療加算を算定する患者
2. 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
3. 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、
脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、
重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
4. 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
5. 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
6. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
7. 人工呼吸器を使用している状態
8. 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態
9. 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る）
10. 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
11. 呼吸管理を実施している状態
12. 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態
13. 肺炎等に対する治療を実施している状態
14. 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
15. 15歳未満の患者
16. 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている患者
17. 児童福祉法第20条の育成医療の給付を受けている患者
18. 造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している患者

2026年8月1日
医療法人社団高邦会 高木病院
病院長



医療法人社団 高邦会

高木病院